

葉山町議会 議長 伊東圭介 様

まちづくり条例の遵守を求める陳情書

陳情趣旨

現在葉山町では土地の開発に関し事業者の説明不足や手続きの不明な点が多く、住民が納得しないままに町の承認が行われた物件もあり安全性や住環境の悪化について反対運動が起きています。反対住民の輪は広がり情報は共有されてきました。

具体例の1つとして条例、法令があるにもかかわらず特例（但し書き）による許可がなされていて理由書が全く存在しないということもありました。

極端な例として起こり得ることでありますが住民が全く知らないうちに町長による但し書き承認が行われればどんな案件でも許可できてしまうということです。

どうしても法律に合わない事情があり住居として必要な建物を許可するのであれば但し書きを適用するのはしかたありません。また近隣住民が納得しており安全性が確保できているのであれば1mm 道路幅が不足していても許可をしてもいいということはあると思います。

事業者の利益目的の商業施設や高級集合住宅などの建設のためのものであるならば住民が納得せず安全性に問題があれば1mm 道路幅が不足しても許可できないはずで

都市計画法でも住民の相当数の合意はおおむね2/3以上が合意数とされ、通常は但し書きの許可には理由書があるものです。

葉山町としてはまず条例が存在するのでそれをしっかりと守る。また但し書き特例承認をする場合は住民の合意を取ることと理由書を明記することによって町民に理解を得られると思います。住民だけでなく議会からも監視をし町政にアドバイスすることを求めます。

2024年5月22日

